

平成29年6月定例会 建設企業委員会委員長報告

22番 西沢 利一でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、建設企業委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

建設企業委員会に付託されました3件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、建設部の所管事項について、2点申し上げます。

1点目は、空家等対策計画の作成についてであります。

空家等対策計画については、今年度中に計画決定をし、来年度から計画を実施に移していくとのことでもあります。

この計画における空き家対策の取組の基本方針の案として、空き家化の予防や空き家の流通・利活用の促進などが挙げられていますが、空き家にしないための啓発や空き家の利活用の支援などは、空き家対策において非常に重要であることから、空き家の利活用については福祉の視点も取り入れながら、特に重点的に取り組むよう要望いたしました。

2点目は、第三次住宅マスタープランの策定についてであります。

第三次住宅マスタープランについても、今年度中の策定に向け、住宅対策審議会において審議が行われており、公営住宅の適正な供給と更新についても住生活・住環境を取り巻く課題の一つとして取り上げられるとのことでもあります。

市内における公営住宅は、市営住宅約3,500戸のほか、県営住宅約4,200戸と合わせると市内人口に比して多数整備されている一方、老朽化等のため入居希望者のニーズに添えない市営住宅もあることから、第三次住宅マスタープランの策定に当たっては、公共施設マネジメント指針に掲げる公共施設総量の削減目標との整合のとれた市営住宅の供給計画を定めるとともに、入居希望者のニーズに合った市営住宅

の供給を一層進めていくよう要望いたしました。

次に、都市整備部の所管事項について、4点申し上げます。

1点目は、城山公園の再整備についてであります。

城山公園につきましては、県立信濃美術館の建替えに併せた再整備に向け検討が行われているところであり、噴水広場から、順次、ゾーンごとに整備が行われるとのことですが、それぞれのゾーンの整備に当たっては、城山公園全体の再整備構想を明確にした上で行うよう要望いたしました。

また、城山公園や県立信濃美術館の利用者のための駐車場の不足しており、その整備も課題であります。駐車場の増設に当たっては、長野駅・善光寺間のまちなかの回遊性に配慮するなど、中心市街地全体の活性化を視野に入れて行うよう要望いたしました。

2点目は、都市政策と一体となった交通政策の推進についてであります。

今年度の市行政の機構改革により、地域交通とまちづくりの一体的な取組を行うため、交通政策課が都市整備部に移管されたところですが、これにより、まちづくり施策への地域公共交通の視点の反映が一層円滑に行われ、効果的に施策が推進されるものと思われま。

ついては、今般の機構改革の趣旨を十分に生かし、地域公共交通に配慮した交通網整備を行うなど、都市整備部内の連携を一層密にして、各種施策の効果を上げていくよう要望いたしました。

3点目は、中心市街地活性化基本計画についてであります。

平成19年度に国の認定を受けた長野市中心市街地活性化基本計画については、平成29年3月までの2期10年の計画期間において、善光寺周辺地区街なみ環境整備事業や長野駅善光寺口顔づくり事業、中央通り歩行者優先道路化事業などの事業を行ってきたところですが、第三期の計画においては、国の求める要件を充足することが困難であるため、市独自の計画として「長野市中心市街地活性化プラン」を策定する予定であるとのこととあります。このプランにおいては、計画区域に善光寺・城山公園区域と芸術館区域を加え、各種活性化事業を推進するとのこととあり、ま

た、国交付金は策定済みの都市再生整備計画等により対応可能であるため、財源確保にも支障がないとのことであります。

中心市街地活性化基本計画の認定において、国は、事業の成熟性や効果の確実性を要件としていることから、今後とも、中心市街地活性化基本計画の認定を視野に入れつつ、中心市街地活性化事業を推進するよう要望いたしました。

4点目は、長野駅周辺第二土地区画整理事業についてであります。

長野駅周辺第二土地区画整理事業の進捗率は、本年5月末現在で、仮換地指定で96.1%、建物移転で97.5%、公共施設整備については89.9%とのことであり、施行完了まであと一步というところまでできております。今後は、施行完了に向け、着実に事業を推進するとともに、次の段階として、事業施行区域外の道路との接続に配慮し、事業施行区域の周辺を含めたまちづくりにも取り組むよう要望いたしました。

最後に、上下水道局の所管事項について申し上げます。

上下水道局では、水道水の漏水調査を順次実施しており、平成28年度は、直営調査と業務委託調査を合わせ、水道管569.6キロメートルについて調査を行い、313箇所の漏水を発見し、修繕を行ったとのことです。また、下水道管についても、雨水や地下水の流入による不明水の調査を行っており、この調査に基づき不明水対策工事を実施した若槻団地と浅川団地の下水道管では、浸入水量が35.5%減少するなど、一定の効果を上げているとのことであります。

また、宅内の漏水については、検針時の使用水量により漏水が疑われる場合は、検針員がその旨を利用者にお知らせするなどの取組も行われているとのことです。

漏水や不明水への対策は、上下水道の施設の適正な維持管理や効率的な事業経営のために不可欠なものであることから、より効率的・効果的な方法を用いて対策を継続するとともに、併せて、宅内での漏水が疑われる場合は、自己点検の方法、修繕を要する際の依頼先などについて、利用者に対し、より丁寧な説明を行うよう要望いたしました。

以上で報告を終わります。